

徳島県議会規則第一号

徳島県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

徳島県議会議長 喜 多 宏 思

徳島県議会会議規則の一部を改正する規則

徳島県議会会議規則（昭和五十四年徳島県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「その他の事故」を「、育児、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。